

令和2年10月28日
教育部文化課

報道関係者 各位

「千葉県金鈴塚古墳出土品」の重要文化財再指定について

1. 内 容 「千葉県金鈴塚古墳出土品」の重要文化財再指定について
2. 告示日 令和2年9月30日 文部科学省告示第121号（官報号外第203号掲載）
3. 要 旨

市内長須賀430番1所在の金鈴塚古墳では、昭和25年4月、7月に発掘調査が行われました。この調査により、金鈴・飾大刀・馬具・鏡などの多くの遺物が出土し、昭和34年6月に、「上総木更津金鈴塚古墳出土品」として国の重要文化財に指定されました。

平成22年度より継続的に行われた出土品の再整理事業により、各遺物の詳細、点数等が確定しました。この成果を受けて、全ての出土品が重要文化財に再指定され、名称を「千葉県金鈴塚古墳出土品」に改め、9月30日に告示されました。

問い合わせ先

木更津市教育部文化課

担当 小高

TEL 0438-23-5292

FAX 0438-25-3991

E-mail bunka@city.kisarazu.lg.jp

「千葉県金鈴塚古墳出土品」重要文化財再指定に伴う主な追加資料



通番 46

銀唐草文透彫金具（ぎんからくさもんすかしぼりかなぐ）



通番 49

銀花形飾金具残欠（ぎんはながたかざりかなぐざんけつ）



通番 397-416

鉄地金銅張壺鐙残欠（てつじこんどうはりつぼあぶみざんけつ）



通番 751

須恵器有蓋高坏身（すえきゆうがいたかつきみ）



通番 809

須恵器有蓋高坏蓋（すえきゆうがいたかつきふた）



通番 954

土師器高坏（はじきたかつき）

銀唐草文透彫金具

ベルトの飾り金具（銀製）

銀花形飾金具

取っ手の飾り金具（銀製）

鉄地金銅張壺鐙

乗馬の際に足を乗せる部分（鉄の地金に胴を巻き金箔を貼り付け）

須恵器有蓋高坏身

登り窯で焼かれた硬質な土器（盛り付け用 蓋がセットになる）

須恵器有蓋高坏蓋

須恵器有蓋高坏の蓋

土師器高坏

素焼きの土器（盛り付け用）

令和2年9月30日 文部科学省告示第121号

追加指定された員数

- | | |
|-----------------|-----|
| 一. 金属製品 | 一括 |
| 一. 有機質製品 | 1点 |
| 一. 須恵器・土師器 | 93点 |
| 附 一. 金属・有機質製品残欠 | 一括 |
| 一. 須恵器・土師器残欠 | 一括 |

再指定された名称・員数

名称 「千葉県金鈴塚古墳出土品」

員数

- | | |
|------------------|------|
| 一. 金鈴 | 5点 |
| 一. 装飾付大刀 | 19点 |
| 一. 金属製品 | 一括 |
| 一. 玉 | 一括 |
| 一. 有機質製品 | 一括 |
| 一. 須恵器・土師器 | 269点 |
| 一. 箱式石棺（古墳石室内所在） | 1点 |
| 附 一. 金属・有機質製品残欠 | 一括 |
| 一. 須恵器・土師器残欠 | 一括 |

(古文書の部)

初江王坐像 像内に建長三年幸有作の銘がある 一 軀	明治三十二年内務省告示第二十八号	木造初江王坐像 幸有作 像内に建長三年八月、幸有等の銘がある 一 軀	宗教法 人円応 寺	神奈川県鎌倉市山ノ内一五四三
木造 閻魔王坐像 俱生神坐像 一 軀	三十二年内務省告示第二十八号	木造閻魔王坐像 一 軀		
附 木造鬼卒立像 一 軀 木造檀拵 一 基	三十二年内務省告示第二十八号	木造鬼卒立像 像内に永正十一年八月、仏所法眼弘円下野等の銘がある 一 軀		
		木造檀拵 一 基		

紙本墨書久米田寺文書 文治三年八月日、同四年十二月日、同五年正月十一日、正治元年九月日、文暦二年二月十五日、正和五年十一月日、正和五年十一月十日、正和五年十一月二十四日、正和五年十月十六日、元弘三年七月十七日、文保二年十一月日、外二正平十二年九月二十六日、アルモノ共二十六通 一 巻	明治三十八年内務省告示第五十八号	久米田寺文書 (百十六通) 十七巻	久米田寺文書 (百三十二通) 十八巻	所有者 宗教法 人久米 田寺	所有者の住所 大阪府岸和田市池尻町九三
---	------------------	----------------------	-----------------------	-------------------------	------------------------

○文部科学省告示第百二十号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表の中欄(上)と中欄(中)に分割し、及び同表の中欄(中)は同表の中欄(下)に掲げる重要文化財と統合し、同表下欄のように重要文化財に指定する。
令和二年九月三十日
(彫刻の部)
文部科学大臣 萩生田光一

上欄	名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
中欄(上)	名称及び員数		名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数		
中欄(中)	名称及び員数		名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数		
中欄(下)	名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数		
下欄	名称及び員数		名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数		

○文部科学省告示第百二十一号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表の中欄(上)の名称及び員数に改め、同表の中欄(下)に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように改めて重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。
令和二年九月三十日
文部科学大臣 萩生田光一

(考古資料の部)

上	中欄 (上)	中欄 (下)	下	欄		
名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数	関係告示		
<p>山形県押出遺跡出土品</p> <p>一、土器類</p> <p>深鉢形土器 二十八箇</p> <p>鉢形土器 一箇</p> <p>台付鉢形土器 一箇</p> <p>浅鉢形土器 一箇</p> <p>小形土器 二十三箇</p> <p>一、異形土製品 四箇</p> <p>一、石器・石製品類</p> <p>磨製石斧 十六箇</p> <p>打製石斧 四箇</p> <p>石匙 三十二箇</p> <p>石槍 百二十三本</p> <p>石鏃 二百六十二本</p> <p>搔器 百九十六箇</p> <p>石錐 百五十箇</p> <p>篋状石器 二十二箇</p> <p>三脚石器 一箇</p> <p>異形石器 二十三箇</p> <p>磨石 二十箇</p> <p>凹石 二十箇</p> <p>石皿 五箇</p> <p>砥石 十二箇</p> <p>石製裝飾品 九箇</p> <p>小形石棒 二箇</p> <p>一、木製品類</p> <p>赤漆櫛残欠 四箇</p> <p>盤残欠 十六箇</p> <p>杓子残欠 二箇</p> <p>石斧柄残欠 一本</p> <p>權残欠 一本</p> <p>手網杵 一本</p> <p>篋状木製品等 十二箇</p> <p>一、樹皮製品 一箇</p> <p>一、編物残欠 一括</p> <p>一、炭化食物残欠共 五十二箇分</p> <p>附 漆附着土器残欠 一括</p> <p>彩漆土器残欠 一括</p>	<p>山形県押出遺跡出土品</p> <p>一、土器類 五十四点</p> <p>一、異形土製品 四点</p> <p>一、石器・石製品類 八百九十点</p> <p>一、木製品類 三十七点</p> <p>一、樹皮製品 一点</p> <p>一、編物残欠 七点</p> <p>一、炭化食物残欠共 五十二点分</p> <p>一、漆附着土器 十二点</p> <p>附 一、漆附着土器残欠 一括</p> <p>一、彩漆土器残欠 一括</p>	<p>山形県押出遺跡出土品</p> <p>一、彩漆土器 二点</p> <p>一、土器・土製品 三十六点</p> <p>一、石器・石製品 三百九十四点</p> <p>一、木器・木製品 四点</p> <p>一、漆附着土器 四点</p> <p>一、堅果穿孔品 一点</p> <p>一、縄残欠 六点</p> <p>一、炭化食物 十一點</p> <p>附 一、漆附着土器残欠 三点</p> <p>一、赤漆塗製品残欠 九十五点</p>	<p>山形県押出遺跡出土品</p> <p>一、彩漆土器 二点</p> <p>一、土器・土製品 九十四点</p> <p>一、石器・石製品 千二百八十四点</p> <p>一、木器・木製品 四十一點</p> <p>一、漆附着土器 十六点</p> <p>一、堅果穿孔品 一点</p> <p>一、縄残欠 六点</p> <p>一、樹皮製品 一点</p> <p>一、編物残欠 七点</p> <p>一、炭化食物 六十三点</p> <p>附 一、漆附着土器残欠 一括</p> <p>一、彩漆土器残欠 一括</p> <p>一、赤漆塗製品残欠 九十五点</p>	<p>平成八年 文部省告示 第九百二十九号</p>	<p>山形県 山形市 松波二一八</p>	<p>所有者の住所</p>

上総木更津金鈴塚古墳出土品

一、刀剣類

金銅荘環頭大刀 三口
金銅荘環頭大刀 四口分

金銅荘圭頭大刀 三口
銀荘圭頭大刀 一口分

金銅荘頭椎大刀 二口
銀荘頭椎大刀 二口

金銅荘雞冠頭大刀 二口
金銅荘雞冠頭大刀 一口分

金銀荘大刀 一口
其他大刀身・拵金具等 一拵

刀子 十一口分
鐵鏃 一拵

一、銀珥金物 殘欠共

鐵冑 一頭
掛甲札 一拵
馬具類 一拵

金銅鞍金具 殘欠 三背分
鐵轡 一拵

鐵地金銅張轡鏡板 殘欠共 三箇分
鐵地金銅張杏葉 十一箇

金銅雲珠 殘欠 三箇分
金銅辻金物 殘欠共 十三箇分

金銅長方形金具 殘欠共 十八箇分
銅馬鐙 六箇

銅鈴 殘欠共 一拵
銅鏡 二面

一、玉類

瑪瑙勾玉 一箇
水晶切子玉 一箇

琥珀玉 一拵
滑石白玉 四箇

ガラス丸玉 一拵
ガラス小玉 一拵

昭和三十一年文化財保護委員會第一號告示第三十八號

千葉県金鈴塚古墳出土品

一、金鈴 五点
一、裝飾付大刀 十九点

一、金屬製品 一拵
一、玉 一拵

一、有機質製品 一拵
一、須惠器・土師器 百七十六点

一、箱式石棺(古墳石室内所在) 一点

千葉県金鈴塚古墳出土品

一、金屬製品 一拵
一、有機質製品 一点

一、須惠器・土師器 九十三点
附一、金屬・有機質製品 殘欠 一拵

一、須惠器・土師器 殘欠 一拵

千葉県金鈴塚古墳出土品

一、金鈴 五点
一、裝飾付大刀 十九点

一、金屬製品 一拵
一、玉 一拵

一、有機質製品 一拵
一、須惠器・土師器 二百六十九点

一、箱式石棺(古墳石室内所在) 一点
附一、金屬・有機質製品 殘欠 一拵

一、須惠器・土師器 殘欠 一拵

木更津市(木更津市物館の保管)

千葉県木更津市富士見一

○文部科学省告示第百二十二号
次の表の上欄に掲げる国宝の名称及び員数を、同表の下欄の名称及び員数に改める。
令和二年九月三十日
(書跡・典籍の部)

<ul style="list-style-type: none"> 一、金銀 八箇 一、金鈴 五箇 一、銀木実形垂飾 四箇 一、金步揺 一括 一、金銅透彫金具 残欠共 二枚分 一、銀葉形飾金具 一箇 一、銅飾金具 残欠共 十箇分 一、銅承台付蓋鏡 二口 一、銅蓋鏡残欠 一口分 一、銅鏡残片 一口分 一、土器類 十四箇 須恵器 百六十一箇 其他金糸・金箔・布片・鉄釘等 一、箱式石棺(金鈴塚古墳石室内所在) 一合 				
---	--	--	--	--

○文部科学省告示第百二十三号
次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称及び員数を、同表の下欄の名称及び員数に改める。
令和二年九月三十日
(考古資料の部)

<p>醍醐寺文書聖教 六万九千三百七十八点</p>	<p>醍醐寺文書聖教 六万九千三百九十三点</p>	<p>宗敎法人醍醐寺</p>	<p>京都府京都市伏見区醍醐伽藍町一</p>
---------------------------	---------------------------	----------------	------------------------

<p>兵庫県箕谷二号墳出土品</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、金銅耳環 三箇 一、刀剣類 一口 鉄刀 <p>戊辰年五月⁽²⁾の銘がある</p>	<p>兵庫県箕谷二号墳出土品</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、銅錯銘大刀 一口 一、金属製品 六十一点 一、須恵器・土師器 四十八点 <p>戊辰年五月の銘がある</p>	<p>国(文化庁保管)</p>	<p>所有者の住所</p>
--	--	-----------------	---------------

文部科学大臣 萩生田光一

文部科学大臣 萩生田光一